

岡山市監査委員報告第6号  
令和8年2月6日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司

定期監査及び行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく、令和7年11、12月実施定期監査及び行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

危機管理室

政策局 政策部 東京事務所

行政改革推進室

財政局 税務部 東区市税事務所

東区役所 総務・地域振興課

市民保険年金課

農林水産振興課

地域整備課

瀬戸支所

上道地域センター

都市整備局 道路部 東部幹線道路建設課

美作岡山道路建設事務所

区選挙管理委員会 東区選挙管理委員会事務局

教育委員会事務局 教育総務部 教育企画総務課

学校施設課

学校教育部 就学課

保健体育課

生涯学習部 学校・園	文化財課
	7 中学校（足守，高松，中山，建部，京山，御津，香和）
	20 小学校（足守，螢明，鯉山，加茂，庄内，中山，平津，桃丘，馬屋下，福渡，建部，竹枝，伊島，津島，御津，五城，御津南，野谷，馬屋上，横井）
	3 幼稚園（鯉山，桃丘，横井）
	7 保育園（吉備津，緑，福渡，宇垣，御津南，富原，横井）
	7 認定こども園（あしもり，庄内，中山，建部，伊島，御津金川，野谷）

#### (1) 定期監査

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行された事務事業及び令和6年度執行の事務事業のうち、債権管理、補助金等交付事務、委託契約事務

#### (2) 行政監査

令和7年度における公印の管理

### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年11月4日から令和7年12月26日まで

### 3 監査の着眼点及び実施内容

監査は、岡山市監査基準に準拠して実施した。実施に当たっては、監査対象事務が法令等に適合し、正確に行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について証憑突合、質問等の手法により行った。

### 4 監査の結果

#### (1) 定期監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、改善を要する事項が次のとおり認められたので、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

また、次のとおり意見を付すこととしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

#### ア 収入事務について

(ア) 令和7年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、駐車場使用料において25万円余（収納率0%）、墓地管理手数料において7万円余（収納率0%）認められた。  
今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分があるものについては、滞納繰越を生じないよう要望する。

(東区役所瀬戸支所)

(イ) 令和7年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、高等学校授業料において30万円余（収納率11.4%）、損害賠償金において3万円余（収納率13.4%）認められた。

今後とも、これらの解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないよう要望する。

(就学課)

(ウ) 令和7年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、学校給食費において1,955万円余（収納率27.1%）認められた。

今後とも、この解消に格段の努力をされたい。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望する。

(保健体育課)

#### イ 支出事務について

##### (契約方法及び手続に係る意見)

契約するに当たって、緊急の必要があると考えられない業務を緊急の必要があるとして随意契約しているもの、また、同様の器具を同日又は短期間に1台ずつ個別に随意契約しているものが認められた。

契約方法及び手続については、地方自治法等の規定及び趣旨に則った適正なものとされたい。

(東区役所地域整備課)

#### ウ その他について

##### (財産管理に係る意見)

物品の現物と備品整理簿との照合を行ったところ、現物がないにもかかわらず、備品整理簿に残っているものが認められた。岡山市会計規則に定められた物品検査の際に、現物と備品整理簿との照合が不十分であったと言わざるを得ないものであることから、適正な事務処理に努められたい。

(東区役所瀬戸支所)

#### (2) 行政監査

上記1から3までの記載事項のとおり監査した限り、監査対象事務はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

##### (公印の管理に係る意見)

(ア) 公印規則に規定されていない東京事務所長印が1個認められた。また、長期間使用していない東京事務所長印が1個認められた。制度所管課へ相談の上、適正な手続きを行われたい。

(東京事務所)

(イ) 学校、幼稚園に対する行政監査において、所管する岡山市教育委員会公印規則別表第1に規定している寸法とは異なる寸法の公印、また、規定している個数とは異なる個数の公印を保管していることなどが認められた。

今回の行政監査の対象部署も含め、すべての学校、幼稚園について、保管する公印の確認を行い、本件への対応を検討されたい。

(教育企画総務課)

(ウ) 寸法が異なる2個の学校印を保管していた学校において、公印台帳に登録がある一方の学校印の所在が確認できなかった。

状況を確認のうえ、岡山市教育委員会公印規則の規定に基づき手続きを行い、今後は適正な公印の保管に努められたい。

(エ) 岡山市教育委員会公印規則別表第1に規定している寸法とは異なる寸法の公印、同様に別表第1の規定とは異なる書体の公印及び別表第1の規定とは異なる個数の公印を保管している事例が認められた。

同規則の所管課である教育企画総務課とともに早急に対応されたい。

また、次のとおり不備が認められたので、今後は適正な公印管理に努められたい。

- ・公印規則別表第1に記載されている公印の保管者が、実際の保管者と相違していた。
- ・公印規則に規定されておらず、現在は使用されていない公印の存在が認められた。

【資料（定期監査）】

東区役所瀬戸支所

収入状況

【総務民生課】

(令和7年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
墓地管理手数料（滞納繰越分）	76,400	0	76,400	0

【産業建設課】

(令和7年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
駐車場使用料（滞納繰越分）	254,590	0	254,590	0

就学課

収入状況

(令和7年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
高等学校授業料（滞納繰越分）	346,500	39,600	306,900	11.4
損害賠償金（滞納繰越分）	44,712	6,000	38,712	13.4

保健体育課

収入状況

(令和7年9月30日現在)

節 細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	円	円	円	%
学校給食費 滞納繰越分	26,837,993	7,285,829	19,552,164	27.1